

鹿児島県建築行政マネジメント計画

鹿児島県特定行政庁協議会

令和7年9月1日

はじめに

本県では、建築物の安全性等を確保するため、平成 11 年に策定した「鹿児島県建築物安全安心実施計画」に基づき、県・鹿児島市及び建築関係団体が協力して建築物の工事監理業務の適正化、完了検査の適確な実施及び違反建築物対策の総合的な推進に努め、中間検査制度の導入や完了検査率の向上など一定の成果が得られたところである。

また、平成 22 年 5 月には、国において、建築行政における円滑かつ適確な業務の執行を推進するための指針（以下「指針」という。）が制定され、本県では、県、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市及び鹿屋市の特定行政庁からなる「鹿児島県特定行政庁協議会」を設け、「鹿児島県建築行政マネジメント計画」を策定し、本県の建築物の安全性の確保等に取り組んできたところである。

昨今、広域にわたる多数の建築物における施工不備等の違法行為等に関する情報に迅速かつ適確に対応することが求められており、関係機関との連携や特定行政庁間の情報共有を密に図る必要があるほか、建築基準法や建築士法などの建築関係法令が改正されるなど、建築行政を取り巻く環境は大きく変化してきている。

令和 7 年 3 月、指針において、従来の内容を基本にしつつ、これに新たな制度改正の内容や、近年発生した違反建築物への対応などを反映させた改定があり、また、「鹿児島県建築行政マネジメント計画」の実施計画期間が満了したため、マネジメント計画を改定し、引き続き本県の建築物の安全性の確保等に取り組むこととする。

目 次

第1	目的	P	1
第2	対象範囲	P	1
第3	実施期間	P	1
第4	計画の変更	P	1
第5	建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	P	1
第6	違反建築物対策の徹底	P	4
第7	既存建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の 確保	P	5
第8	事故・災害時の対応	P	7
第9	消費者への対応	P	7
第10	執行業務体制の整備	P	7

(参考)

○推進計画書（指定確認検査機関，指定構造計算適合性判定機関）

（公財）鹿児島県住宅・建築総合センター	P	9
---------------------	---	---

（株）鹿児島建築確認検査機構	P	14
----------------	---	----

○特定行政庁一覧	P	16
----------	---	----

○鹿児島県特定行政庁協議会規約	P	17
-----------------	---	----

第 1 目的

本計画は、県、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市及び鹿屋市の特定行政庁が中心となって、国土交通省、警察・消防等の関係機関及び建築関係団体と連携・協力して、建築確認検査の適確な実施、定期報告制度の適確な運用及び違反建築物対策を実施することにより、建築物の安全性等の確保を図ることを目的とする。

第 2 対象範囲

本計画は、建築基準法、建築士法、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

第 3 実施期間

本計画の実施期間は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までとする。

第 4 計画の変更

本計画は、必要に応じて検証し随時見直すものとする。

第 5 建築確認から完了検査までの建築規制の実効性の確保

1 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

- (1) 県内の特定行政庁は、円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査の徹底を図る。特に、令和 4 年の建築基準法改正において、建築確認の対象となる建築物の規模等が見直されたことを踏まえ、改正前の建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に該当する建築物及び都市計画区域等の区域外における木造の階数 2 以下かつ延べ面積 500㎡以下の建築物（以下、「旧 4 号建築物等」という。）から改正後の建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号に該当する建築物（以下、「新 2 号建築物」という。）となるものの建築及び大規模の修繕・大規模の模様替にかかる確認審査を迅速かつ適確に遂行する。
- (2) 県内の特定行政庁間、県内に事務所を置く指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関との連携を確保し、審査基準等の解釈、判断、取扱いの統一的な運用について意見交換、情報交換に努める。
- (3) ブロック塀等の安全性の確認等実施要領について、適正な運用を図る。

2 中間検査・完了検査の徹底

- (1) 中間検査・完了検査を徹底するため、確認済証の交付時に検査の申請が必要である旨を文書等で建築主等に周知する。特に、旧 4 号建築物等のうち新 2 号建築物に該当する建築主等に対しては、適確に周知等を行う。

- (2) 「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施について」(令和4年5月9日付国住指第1616号)及び「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査及び中間検査の遠隔実施について」(令和4年4月16日付国住指第60号)を考慮し、検査地が離島又は遠方などを対象にリモート検査の導入を進める。
- (3) 完了検査申請の行われていない建築物については、工事完了予定日の経過後、必要に応じて、速やかに建築主等に督促等を行う。
- (4) 中間検査・完了検査時において、工事監理者の立会を求める。
- (5) 県内に事務所を置く指定確認検査機関に対しても同様の取り組みを求めるものとする。
- (6) 県は3階建て以上の木造又は鉄骨造の賃貸共同住宅について、特定工程の指定を検討する。

3 工事監理業務の適正化とその徹底

- (1) 確認申請書による工事監理者の確認、県・市細則に基づく工事監理者の選任状況等の手続きを周知する。
- (2) 工事着工前に工事監理者を定める必要があることについて、建築主等に文書等により周知する。
- (3) 中間検査、完了検査の際に、検査申請書に基づき工事監理状況をチェックする。
- (4) 県は、建築士事務所に立入検査の実施の際は、工事監理の委託内容の書面による契約又は書面交付及び工事監理報告書の提出を指導する。
- (5) 公益社団法人鹿児島県建築士会又は一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会の指定講習会、技術講習会の開催について支援する。

4 仮使用認定制度の適確な運用

特定行政庁及び指定確認検査機関については、仮使用認定制度が適確に運用されることが必要であることから、消防機関とも連携しつつ、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認められる場合については、必要な是正指導を行い、仮使用される建築物の安全確保の徹底に取り組む。

特に、令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物等から新2号建築物となるものについて、新たに検査済証の交付を受けるまでの建築制限がかかることを踏まえ、当該建築物に係る仮使用認定制度を適切に運用する。

5 建築確認申請等の電子化の推進

建築関係手続きの効率化により、台帳入力などの事務作業に要する時間を短縮することで審査のより適確な実施を図るため、特定行政庁及び指定確認検査機関は、建築確認の電子申請の受付や確認審査報告の電子化への対応を進める。建築確認の電子申請の受付への対応を行っていない特定行政庁・指定確認検査機関にあつては、一般財団法人建築

行政情報センターが令和7年4月に供用開始する「電子申請受付システム」の活用を検討する。

6 指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督

- (1) 建築物の確認・検査の適正な実施を確保するため、特定行政庁は連携し、必要に応じて指定確認検査機関への立入検査を行う。また、同様に県は指定構造計算適合性判定機関への立入検査を行う。
- (2) 特定行政庁は、指定確認検査機関への立入検査の結果、一定の違反事実等があると認められるときは、その旨を指定権者である国又は県に報告する。また、県が指定構造計算適合性判定機関への立入検査を行った場合も同様の取り扱いとする。
- (3) 県は特定行政庁からの報告や立入検査などにより不正行為等が認められた場合、「処分の基準」に基づき厳正に対処する。
- (4) 県は、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関を「処分の基準」に基づき処分した場合は速やかに公表する。
- (5) 指定確認検査機関の建築確認審査、中間検査、完了検査への対応
 - ① 特定行政庁は、確認審査報告書の内容に疑義が生じた場合、速やかに指定確認検査機関、設計者等の関係者に対して報告を求め、建築基準関係規定への適合状況の確認を行う。
 - ② 特定行政庁は、建築基準関係規定に適合しないと認める場合は、速やかに適合しない旨の通知を行うとともに、指定権者である国又は県に報告する。
 - ③ 必要に応じて、指定確認検査機関に対し、当該建築物の確認検査の適正な実施のために必要な措置を講じる。

7 建築士、建築士事務所に対する指導・監督

- (1) 県は、建築士事務所への立入検査等を定期的を実施する。
- (2) 特定行政庁は、一級建築士、二級建築士、木造建築士又は建築士事務所に対して、違法行為等に関し把握した情報について報告聴取等を行い、建築士法等に違反する可能性が高いと判断される場合には、国土交通大臣又は都道府県知事に対して情報共有する。
- (3) 特定行政庁は、法第9条第1項又は第10項の規定に基づく命令を行った場合等で、建築士が違反建築物の設計及び工事監理等に関与している場合、一級建築士にあつては国土交通省へ、二級建築士又は木造建築士にあつては県への通知を徹底する。
- (4) 県は、通知を受けた二級建築士又は木造建築士について「鹿児島県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」に基づき厳正な処分を行い、処分を受けた建築士が所属する建築士事務所についても、「鹿児島県建築士事務所の監督処分の基準」に基づき厳正な処分を行う。
- (5) 県は、二級建築士又は木造建築士並びに建築士事務所の処分を行った場合は、

速やかに公表する。

- (6) 特定行政庁は、確認申請窓口における注意喚起等による建築士の定期講習の受講等の周知に努める。
- (7) 県は、建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導・監督に努める。
- (8) 県は、所属建築士の登録及び変更の届出の周知徹底に努める。
- (9) 県は、書面による契約等における設計等の業の適正化の周知徹底に努める。
- (10) 県は、必要に応じて、建築士及び建築士事務所の処分基準の見直しを行う。
- (11) 県は、建築士事務所の図書保存の制度の見直しについて、周知徹底に努める。

第6 違反建築物対策の徹底

1 違反建築物対策の徹底

(1) 違反建築の防止に関する周知

県民及び建築関係団体等に、違反建築の防止に関する周知の徹底を図るため、全国的に実施される違反建築防止週間等を活用して、パンフレット等を利用した周知活動等を行う。

(2) 工事中の建築物の違反对策

違反建築物の早期発見・早期是正のため、県内一斉建築パトロール、巡回パトロール等を実施し、発見した工事中の違反建築物又は違反建築物を発生させる可能性の高い工事について、早期の違反処理又は指導を行う。

(3) 既存建築物の違反对策

定期報告対象建築物、検査済証未交付建築物、建築基準法違反等の通報があった建築物等に対して立入検査等を実施し、既存建築物の違反の把握や、その是正に努める。

(4) 違反建築物の所有者等に対する指導及び処分

違反是正事務処理要領等に基づき、違反建築物の所有者等に対し是正措置の状況等についての報告を求め、必要な措置が講じられていない場合は是正措置を講ずるよう所有者等を指導する。再三の指導等にも従わず、かつ重大な違反の場合には、工事停止命令、是正命令、使用禁止命令等の厳正な処分を行う。

また、命令に従わない悪質な所有者等については告発することも検討する。

(5) 違反情報、違反对応に関する関係機関の連携

違反情報、違反对応に関する国・県・特定行政庁間の情報共有に努める。また、警察、消防、福祉等の関係機関、建設業許可等の関係部局との違反建築物に関する情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制を確保する。

(6) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

特定行政庁は、労働基準監督署等との連携を図ることにより、違法設置昇降機の

把握に努めるとともに、構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置を実施させること等により、昇降機の安全対策を徹底する。

第7 既存建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

1 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

(1) 定期報告制度の周知徹底

特定行政庁は、建築物等の施設の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握し、適法な維持保全による建築物等の安全性を確保するため、定期報告対象となる建築物（建築設備を含む）、防火設備、昇降機及び遊戯施設の所有者等に対して定期報告制度の周知徹底を図る。

(2) 定期報告対象建築物等の実態把握

特定行政庁は、地域の実情等を踏まえた定期報告対象建築物の適切な指導を行うとともに、当該対象建築物の台帳の整備を行い、定期報告の督促等を強化し、未報告建築物に対する立入調査等に努める。

(3) 定期報告制度の見直し

① 令和6年の定期調査・検査の告示改正で換気設備、排煙設備、可動式防煙壁、非常用の照明装置の作動の状況等の検査が建築設備等定期検査のみとなることや常時閉鎖式防火扉の作動の状況等の検査が防火設備定期検査へ移行すること等を踏まえ、当該検査及び定期報告が適切に行われるよう、周知を徹底する。

② 近年の改正で特定行政庁が定期報告対象建築物として定めることができるため、地域の実情に鑑み、指定を検討する。

- ・階数3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築物（平成30年建築基準法改正関係）

- ・特定建築物のうち階数3以上かつ延べ面積200㎡超の事務所その他これに類する建築物（令和5年建築基準法施行令改正関係）

③ 業務効率化・生産性向上を通じ、より適確な検査・調査の実施を図るため、電子メールやシステム等による報告を可能とし、電子による台帳整備を行うなど、引き続き、定期報告のオンライン化及び定期検査・調査のデジタル化への対応を進める。

(4) 定期報告制度の運用強化

特定行政庁は、報告対象建築物の所有者等に通知を行い、定期に報告がなされないものは、書面による督促を行う。また、その督促に応じない場合、必要に応じて報告の請求や当該建築物に対する立入調査を実施する。

(5) 是正措置等の徹底

特定行政庁は、定期報告を受理した場合は速やかに内容を確認し、是正の必要が

ある場合は、当該建築物等の所有者等に対し是正措置を講ずるよう指導する。

(6) 防災査察の実施による維持保全の推進

特定行政庁は、建築物防災週間における防災査察により、現地において建築物の状況を調査するとともに、必要な指導を行う。

2 建築物の耐震診断・改修の促進

(1) 総合的かつ計画的に建築物の耐震化率を向上させるため、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」に基づき、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を推進する。

また、耐震診断基準に満たない建築物について、耐震改修の実施状況を定期的に把握した上で、耐震改修が行われていない場合は、その所有者に対して指導及び助言を行う。

(2) 県は県内市町村の「耐震改修促進計画」の策定を支援し、連携して建築物の耐震化を推進する。

3 建築物に係るアスベスト対策の推進

(1) アスベスト対策の喫緊性に鑑み、小規模民間建築物を含めたアスベスト調査台帳の整備や実態把握、アスベストを有する建築物に係るデータベースを早期に整備するとともに、アスベストの分析調査及び除去を促進するため、アスベスト対策の周知をする。

(2) 相談窓口を設置するとともに、ホームページ等を活用し情報の提供を行う。

(3) 県は市町村に対して、アスベストの調査・除去に関する制度の積極的な活用を図るよう周知を行う。

4 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

(1) 特定行政庁は、確認済証や検査済証の交付の際に、確認申請図書や検査済証等の保存の重要性を周知する。特に、既存不適格建築物の安全性を向上させるため、法制度や施策の周知を徹底する。

(2) 既存ストックの活用にあたっては、必要に応じて、インスペクション制度や住宅履歴情報の整備・蓄積等の既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に向けた取組との連携にも留意するほか、「既存建築物の現況調査ガイドライン」の活用等により、既存建築ストックの有効活用を促進する。

(3) 旧4号建築物等から新2号建築物となるものの大規模の修繕・大規模の模様替については建築確認の対象となることから、既存建築物の安全性確保を図るため、建築確認制度の周知を行う。

5 保安上危険な建築物等の対策の推進

管理の行き届かない保安上危険な建築物等が増大しており、防火上及び衛生上の観点から建築物及び敷地の安全性を確保するため、市町村や消防などの関係機関との連

携を図りながら、所有者等に対して、除去や修繕などの必要な措置を講じるよう指導を行う。

第8 事故・災害時の対応

1 迅速な事故対応

- (1) 消防部局等関係行政機関との連携により事故情報の把握に努め、国・県へ速やかに情報提供を行うとともに、必要に応じて事故調査の実施、原因究明等を実施する。
- (2) 消防部局等関係行政機関等と連絡協議会の設置などにより連携体制、連絡体制、情報交換の体制整備に努める。
- (3) 事故原因が建築基準法上の運用にあることを把握したときは、再発防止対策の指導、管理者等に対する注意喚起など、事故情報に対する対応に努める。

2 迅速な災害対応

- (1) 危機管理部局と連携し、迅速かつ正確な災害情報の把握を行うとともに、必要に応じて災害調査等を実施する。
- (2) 県、市町村、関係団体で構成される「鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会」などを活用し、被災建築物応急危険度判定士の養成並びに応急危険度判定の実施及び支援体制の整備などを行う。
- (3) 被災建築物応急危険度判定用資機材の事前準備を徹底する。

第9 消費者への対応

- 1 建築計画概要書の閲覧制度等について、県及び市町村広報紙により普及啓発を図る。
- 2 積極的な情報提供を行うために、指定道路図等の整備を推進し、これを適正に閲覧に供する。
- 3 建築関係団体や消費生活センターと連携して、技術情報の提供、建築物の防災意識の向上、定期報告制度の周知徹底を図る。
- 4 ホームページ等により、安全・安心に係る消費者向けの情報提供を行うよう努める。

第10 執行業務体制の整備

1 内部組織の執行体制

- (1) 建築基準法は、建築物等に係る最低基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的としており、関係法令を含め、制度の適切な執行は極めて重要

であるため、前述の具体的な施策を遂行するための効果的な業務執行体制の構築を図ることが不可欠である。

- (2) 令和4年の建築基準法・建築物省エネ法改正により、旧4号建築物等から新2号建築物となるものの確認審査等の所要時間の増加が見込まれるため、建築副主事や副確認検査員の配置業務を踏まえた執行業務体制の検討及び若手人材の育成、確保等に努める。
- (3) 建築基準法第18条に基づく計画通知については、指定確認検査機関による審査・検査等が可能となったことで、特定行政庁においては審査等の業務量がより減少することが想定される一方で、違反への是正指導、指定確認検査機関への監査や照会対応、法の運用の明確化等の行政職員でなければ行うことのできない業務を果たす役割があり、建築基準法全般の知識及び技術の確保のため、建築行政に必要な執行体制の構築・強化及び人材の育成、確保のための取組を行う。

2 関係機関、関係団体との連携

- (1) 本計画に基づく施策を適確に実施できるよう、それぞれの役割分担のもと警察、消防などの行政機関や、指定確認検査機関、建築関係団体と情報共有など連携を図るとともに、必要に応じて合同査察を実施する。
- (2) 公益社団法人鹿児島県建築士会、一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会等が実施する講習会等を活用して、建築士等へ積極的な情報提供を行う。
- (3) 他の都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関をはじめ、他の関係部局との積極的な情報交換を行うことにより、各種問題事項の早期発見に努める。

3 情報の共有・整理・活用

建築物等に係る情報を適確に把握するため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備を推進する。

また、事務作業等に要する時間を短縮し、審査・指導等の業務をより充実させるため、建築行政手続の電子化の推進と合わせ、書類の閲覧事務等のオンライン化について検討を行う。

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

令和 7 年 6 月
(公財) 鹿児島県住宅・建築総合センター

推進計画書の趣旨

本計画書は、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）（令和 7 年 3 月 11 日付け国住指第 415 号）」及び改定版建築行政マネジメント計画策定指針に基づき、建築確認審査の迅速化のための取組み及び建築確認の審査過程のマネジメントの取組みについて、方針を定めるものとする。

1. 確認審査・検査等の適確な実施のための取組

令和 4 年の建築基準法改正において、建築確認の対象となる建築物の規模等が見直されたことを踏まえ、改正前の建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に該当する建築物及び都市計画区域等の区域外における木造の階数 2 以下かつ延べ面積 500 ㎡以下の建築物（以下、「旧 4 号建築物等」という。）から改正後の建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号に該当する建築物（以下、「新 2 号建築物」という。）となるものの建築及び大規模の修繕・大規模の模様替にかかる確認審査を迅速かつ適確に遂行する。

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化について取り組み方針を以下のようにとりまとめる。

- (1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底
 - ・確認図書の受付の時点で、以下の点を確認する。
 - ① 記載すべき事項が欠落していないか。
 - ② 図書の整合性がとれているか。
 - ③ 法適合上、大きな問題がないか。
 - ・以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
 - ① 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
 - ② 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。
- (2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善
 - ・意匠審査において、特に建築計画に大きく影響する斜線制限や容積率制限などに係る問題を発見した場合には、速やかに、申請者等に対して補正等の指示を行う。
なお、この場合確認図書に係るすべての指摘ではない旨を伝達する。
 - ・補正等の書面の交付を行う場合には、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。
相当の期限は、内容に応じて、確認検査業務約款の業務期日内または、概ね 2 週間以内の一定期間とする。
消防同意については、事前に消防署へ事前協議を行うよう促す。
その他の補正等の書面交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとする。
 - ・指摘事項について担当者によるバラツキが生じないよう、定期的に内部で情報共有し、調整するとともに、必要に応じて特定行政庁等と積極的に情報共有を行う。

- (3) 中間検査・完了検査の周知徹底について
- ・中間検査・完了検査については、確認済証の交付時に検査の申請が必要である旨を文書等で建築主等に周知する。特に、旧4号建築物等のうち新2号建築物に該当する建築主等に対しては、適確に周知等を行う。
 - また、これら建築物には、新たに検査済証の交付を受けるまでの間、使用制限がかかることも併せて周知徹底する。
- (4) 審査体制の改善
- ・円滑な確認審査を可能とするため、意匠審査、構造審査、設備審査をできる限り並行して審査を行うことができるよう、審査体制の充実について検討する。
- (5) 建築確認における意見交換の実施
- ・鹿児島県建築確認行政連絡会議や特定行政庁の開催する意見交換会等に積極的に参加し、円滑な確認審査に努める。
- (6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施
- ・確認検査業務管理責任者が、物件毎に審査の進捗状況を把握し、必要に応じて審査体制や審査方法について改善を図る。

2. 電子申請・リモート検査の実施促進に向けた取組

- (1) 建築確認申請等の電子化の推進
- 建築関係手続きの効率化により、台帳入力などの事務作業に要する時間を短縮することで審査のより適確な実施を図るため、建築確認の電子申請の受付や確認審査報告の電子化への対応を進める。
- (2) 完了検査等におけるリモート検査導入の推進
- 「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施について」（令和4年5月9日付国住指第1616号）及び「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査及び中間検査の遠隔実施について」（令和4年6月16日付国住指第60号）を考慮し、検査地が離島又は遠方などを対象にリモート検査の導入を進める。

3. 確認審査・検査の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取り組み方針を以下のとおりとりまとめる。

- (1) 物件毎の進捗管理
- ・円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受付けた段階から物件毎の審査状況の進捗を確認検査員等で管理し、確認検査業務約款の業務期日が近づいた場合は機関内での共有を図り、周知を行い、審査期間の短縮に取り組むものとする。
- (2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置
- ・審査に係る苦情を受け付ける窓口を、確認審査課に設置する。
- (3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、指定確認検査機関内での調査体制の整備
- ・寄せられた苦情については、確認検査業務規程及び確認検査業務管理規則に基づ

き処理し、確認検査業務管理責任者が、その都度確認検査員等へ周知・情報を共有し、バラツキ等無いよう努めるものとする。

- ・苦情窓口で、審査の指摘内容のバラツキ等の意見が寄せられた場合には、確認検査業務管理責任者、技術管理者及び確認検査員等で、その都度検討を行い統一見解としてまとめたうえで、確認検査業務管理責任者が、確認検査員等との共有を図る。

(4) 確認検査員等への指導等の取組み方針

- ・確認検査業務管理責任者、技術管理者が中心となり、確認検査員等との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換を行う。
また、確認検査業務管理責任者等は、審査担当者の審査技術向上のため、計画的に研修会等に参加できる環境を整える。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

- ・日本建築行政会議、九州ブロック建築行政会議、鹿児島県建築確認行政連絡会議及び特定行政庁との意見交換会等を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。

(6) 内部業務執行の体制の整備

令和4年の建築基準法・建築物省エネ法改正により、旧4号建築物等から新2号建築物となるものの確認審査等の所要時間の増加が見込まれるため、副確認検査員の配置業務を踏まえた執行業務体制の検討及び若手人材の育成、確保等に努める。

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

令和 7 年 6 月
(公財) 鹿児島県住宅・建築総合センター

推進計画書の趣旨

本計画書は、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）（令和 7 年 3 月 11 日付け国住指第 415 号）」及び改訂版建築行政マネジメント計画策定指針に基づき、構造計算適合性判定に関する取組みについて、方針を定めるものとする。

1. 構造計算適合性判定の適確な実施のための取組

構造計算適合性判定の適確な実施のための取組み方針を以下のようにとりまとめる。

- (1) 構造計算適合性判定受付け時点でのチェック方法の徹底
 - ・確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号、以下「指針告示」という。）第 2 第 2 項により、書面申請ないし電子申請（事前審査を含む。）の受付け時点での審査を行う。
 - ・建築行政共用データベースシステムを用いて、設計者の適確性確認を行う。
- (2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善
 - ・指針告示第 2 第 3 項により、構造計算適合性判定員（以下、「判定員」という。）による審査を行う。
 - ・構造計算書の審査方法については、「建築構造審査・検査要領―確認審査等に関する指針 運用解説編―」の表 4.3.-1 並びに「建築構造審査・検査要領―実務編 審査マニュアル―」による。
 - ・事前審査においても同様とする。
 - ・指摘事項について判定員によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整するとともに、必要に応じて特定行政庁等と積極的に情報共有を行う。
- (3) 判定体制の改善
 - ・円滑な判定を可能とするため、体制の充実について検討する。
- (4) 特定行政庁、指定確認検査機関との意見交換
 - ・特定行政庁の開催する意見交換会に積極的に参加し、円滑な判定に努める。

2. 電子申請の実施促進に向けた取組

電子申請の実施促進に向けた取組を以下のとおりとりまとめる。

- (1) 電子化の推進
 - ・申請者に電子申請を積極的に推奨し、申請者の意見を取り入れつつ、申請受付方法の利便性向上を図る。
 - ・一方、電子化により機関側の受付処理や交付並びに審査業務の効率化を推し進める。

- (2) その他電子申請の実施促進に向けた取組
 - ・確認検査部門での電子申請受付システム(構築中)との統合の可能性を検討する。

3. 構造計算適合性判定の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体の取り組み方針を以下のとおりとりまとめる。

- (1) 物件毎の進捗管理
 - ・円滑な判定の推進のため、申請図書を受付けた段階から、物件毎の判定状況の進捗を判定員等で管理し、構造計算適合性判定業務規程に定める判定期間の周知を行い、判定に要する期間の短縮に取り組むものとする。
- (2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置
 - ・判定に係る苦情を受け付ける窓口を、判定課に設置する。
- (3) 苦情窓口を通じた判定の指摘内容のバラツキ等の把握、調査体制の整備
 - ・寄せられた苦情については、構造計算適合性判定業務規程及び構造計算適合性判定業務管理規則に基づき処理し、判定課長が、その都度判定員等へ周知・情報を共有し、バラツキ等無いよう努めるものとする。
 - ・苦情窓口で、判定の指摘内容のバラツキ等の意見が寄せられた場合には、構造計算適合性判定業務担当役員、判定課長及び判定員等でその都度検討を行い、統一見解としてまとめたうえで、判定課長が、判定員等へ周知する。
- (4) 構造計算適合性判定員等への指導等の取組方針
 - ・構造計算適合性判定担当役員、判定部課長が中心となり、判定員等との判定方法に関する定期的な情報交換・意見交換を行う。
また、判定員等の判定技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。
- (5) その他判定のバラツキ是正のための取組
 - 日本建築行政会議、都道府県建築行政連絡協議会及び意見交換会を通じて、構造計算適合性判定に当たっての運用の明確化を図る。

推進計画書

令和 7 年 6 月

株式会社 鹿児島建築確認検査機構

1. 計画策定の趣旨

本計画書は、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）（令和 7 年 3 月 11 日付け国住指第 415 号）」に基づき、建築確認審査等の迅速かつ適確な実施とそれを実現するマネジメントについての株式会社鹿児島建築確認検査機構の取組方針を定めるものとする。

2. 基本目標

特定行政庁、指定構造計算適合性判定機関、消防機関等と連携し、日本建築行政会議における検討を参考とし、令和 4 年の建築基準法等改正を踏まえ、円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するため、更なる迅速かつ適確な建築確認審査等を実施することを基本目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値について、概ね 35 日以内を目指すこととする。平均値については、建築基準法（以下「法」という。）第 6 条の 2 第 4 項の「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」（以下「決定通知」という。）がなされた物件を除いた平均値とする。

3. 円滑な建築確認等手続きを図るための取組

（1）建築確認審査の迅速化のための取組

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化のための取組を、以下のように定める。

① 「確認審査等に関する指針」等に基づく円滑かつ適確な審査

「確認審査等に関する指針」（平成 19 年国土交通省告示第 835 号。改正令和 6 年国土交通省告示第 1237 号 以下「指針」という。）等関係告示の内容を、審査担当者が十分に理解し、円滑かつ適確な確認審査を行う。

② 「補正等の書面の交付」の適正な実施・運用

申請図書等の不備がある場合又は申請図書等の記載事項に不明確な部分がある場合は、指針告示に基づき、申請者に対して「相当の期限」を定めて申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面を交付（以下「補正等の書面の交付」という。）する。

また、審査期間の短縮、申請者の負担軽減等を図るため、指摘事項については可能な限りまとめて示すことを原則とするが、意匠審査において特に建築計画に大きく影響する斜線制限、容積率制限等についての問題を発見した場合には、速やかに申請者に対して補正等の書面の交付を行う。なお、この場合、全ての指摘ではない旨を連絡する。

③ 「法定通知」の適正な実施・運用

以下の場合等は、指針告示に基づき、「正当な理由」があるとして法定通知を行う。
法定通知を行う場合の「正当な理由」に該当するケース

- (1) 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しているなど、建築計画が確定していると認められない場合

- (2) 設計図書の不整合が多数あり、審査の実施が困難な場合
- (3) 補正等の書面の交付を行った場合において、定められた期限までに申請者からの補正又は追加説明書の提出がない場合、または提出があってもその内容が不十分な場合
原則、法定通知により確認審査は終了することになるが、上記のケースにおいて審査の継続実施が可能と判断される場合は、期限を定めて申請図書の補正又は追加説明書の提出を求めるものとする。

なお、確認審査の終了・継続にかかわらず、法定通知以降の期間は申請者との契約等で定められた確認審査期間に含めないものとする。

④ 消防同意との並行審査

消防機関と連携して消防同意手続きとの並行審査を実施することにより、一層の効率化及び迅速化を図ることが可能となることから、現状の消防同意手続きを踏まえつつ、必要に応じて並行審査を実施していく。

並行審査の具体的方法等については、市域の実情等を踏まえると共に、各消防機関と連携を図っていく。

(2) 建築確認の審査過程等のマネジメントのための取組

建築確認の審査過程等を適正にマネジメントするための取組方針を以下の通り定める。

① 物件毎の審査の進捗状況の適正管理

各物件における確認審査の進捗状況等を適正に管理できる体制を整備する。

特に審査が長期化している物件、長期化のおそれがある物件等については、申請者との契約等で定められた確認審査期間に十分留意し、指針告示に基づく「補正等の書面交付」及び「法定通知」を適正に実施するとともに、必要に応じて指定構造計算適合性判定機関と調整等を行う。

また、各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を適宜、整理・把握管理し、審査体制や審査方法に改善の余地がないかについて検証を行う。

② 建築確認審査に係る情報の共有化

審査担当者全体の審査技術力を向上させるとともに、統一的な運用、確認手続きの公平性・効率性等を確保するため、行政機関等との連絡会議を活用し、一般から寄せられる確認審査に係る意見、苦情、確認審査業務における諸問題、それらへの対応等について、協議、意見交換等を行い、確認審査に係る情報の共有化を行う。

③ 審査職員への研修等の実施

審査担当者の審査技術能力の向上、審査のバラツキの防止等を図るため、審査研修等を適宜、実施するとともに、人材の育成に努める。

④ 建築確認審査・報告における電子化への検討

建築関係手続きの一層の効率化に向け、日本建築行政会議等における調査・検討も参考としながら、下記の対応の検討を進める。

- (1) 建築確認の電子申請の受付への対応
- (2) 確認審査報告の電子化への対応

(3) 工事監理業務の適正化、効率化

建築物の安全性の確保と質の向上のため、以下の取組を行う。

- ① 工事監理状況報告書提出義務の徹底と工事監理状況の確認
- ② 中間検査、完了検査時において工事監理者の立会を求める
- ③ デジタル技術を活用した中間検査及び完了検査の遠隔実施について、研究を進める

特定行政庁一覽

【鹿児島県】

鹿児島県土木部建築課 0 9 9 - 2 8 6 - 2 1 1 1 (代表)

【鹿児島市】

鹿児島市建設局建築部建築指導課 0 9 9 - 2 2 4 - 1 1 1 1 (代表)

【鹿屋市】

鹿屋市建設部建築住宅課 0 9 9 4 - 4 3 - 2 1 1 1 (代表)

【薩摩川内市】

薩摩川内市建設部建築住宅課 0 9 9 6 - 2 3 - 5 1 1 1 (代表)

【霧島市】

霧島市建設部建築指導課 0 9 9 5 - 4 5 - 5 1 1 1 (代表)

鹿児島県特定行政庁協議会規約

(名称)

第1条 この会は、鹿児島県特定行政庁協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、鹿児島県内における特定行政庁（限定特定行政庁を含む。以下同じ。）が所管する業務に必要な連絡・協議を行い、もって建築行政の適確かつ総合的な推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 特定行政庁業務の推進に係る施策実施に関すること。
- (2) 建築確認・検査手続きの適確な推進に係る指定確認検査機関との連絡調整に関すること。
- (3) 鹿児島県建築行政マネジメント計画の策定・実施・検証に関すること。
- (4) 消費者に対する建築行政に関する情報提供、普及啓発に関すること。
- (5) 特定行政庁が行う施策に係る関係団体及び関係行政機関等との連絡調整に関すること。
- (6) その他、建築行政の実効性を確保するために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、次の関係行政機関（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 鹿児島県土木部建築課
- (2) 鹿児島市建設局建築部建築指導課
- (3) 鹿屋市建設部建築住宅課
- (4) 薩摩川内市建設部建築住宅課
- (5) 霧島市建設部建築指導課

2 協議会に、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

3 会長は、鹿児島県土木部建築課長が、副会長は、鹿児島市建設局建築部建築指導課長がつとめる。

(職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 会長は、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、鹿児島県土木部建築課に置き、協議会の運営に係る事務を処理する。

(会議の開催)

第7条 協議会は、第2条の目的のため、第3条の事業について連絡・協議を行う会議を開催する。

(補足)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この規約は、平成24年5月18日から施行する。